

業 務 説 明 書

令和8年度 馬見丘陵公園ダリア園管理業務委託
(馬見丘陵公園にぎわいマネジメント事業)

令和8年4月

奈良県中和公園事務所

1. 業務の目的

当公園のダリア園は、第 27 回全国都市緑化ならフェアの記念花壇として整備され、本県を代表する生産園芸花卉品目としてのダリアを県内外に PR する目的のある花壇である。また、10 月中旬開催予定のあきいろマルシェ in 馬見フラワーフェスタにおいては、イベントを彩る中心植栽となる。

本業務は、これらのことを踏まえ、ダリアの植付け・仕立て・生育管理等を適時行い、鑑賞価値の高い良好な生育状態に維持管理することを目的とする。

2. 業務の実施場所

- (1) 奈良県北葛城郡広陵町大野 地内(県営馬見丘陵公園ダリア園)

※別紙「位置図」を参照のこと

- (2) ダリア園概要:

全体面積:約 1,260 m²、植栽面積:約 400 m²

植栽数量:約 120 品種 1,300 株

※別紙「花壇配置図(参考)」を参照のこと

3. 履行期間

本業務にかかる履行期間は、契約日から令和 9 年 1 月 25 日(月)までとする。

4. 管理計画

ダリアの開花期を 9～11 月中旬、ダリア園の片付け完了を 11 月末日とし、ダリア球根の植付けから掘上げ、保管に至るまでのダリア園全体の年間管理計画を立て、業務実施計画書として提出すること。

なお、同花壇はダリアの花期終了後に、チューリップ等の球根を植え付けるため、11 月末日を目途にダリア園での刈取りおよび球根の掘上げ作業、除草を完了すること。

5. 業務の内容

- (1) 植付け準備

- ① 元肥として緩効性高度化成肥料(エコロング 413・140 日タイプ:N14-P11-K13 同等品以上)60kg および苦土石灰 40kg を全面に施用し土壌混和すること(400 m²)。
- ② 幅 90cm(天端のみ、裾を含んで 130cm)程度、高さ 25cm 程度の畝を作ること。
- ③ 杉丸太杭(フラワーネット用)について、劣化しているものは監督職員と協議の上で更新すること。
- ④ 杭に使用する木材の規格は、加圧式防腐処理(JIS 9002 に基づく)を施した ACQ 杉丸太杭(末口 6cm)とし、切り口は面取りを行うこと。下先端は埋設しやすいように加工し、深さ 50cm 程度まで埋没させる。

(2) 植付け

- ① ダリアの球根約 1,300 株(大輪及び中輪系約 1,000 株、小輪系約 300 株)を植付ける。うち、新規購入分(約 200 株)は委託料に含むものとし、残りは昨年度掘上げた球根を支給する。
- ② 植穴を畝地表面より 5~7cm 程度掘り、発芽点が上になるように植え付ける。この際、灌水をしやすいように浅く水鉢を作ること。
- ③ 植付けは、ダリアの芽が地表面の高温で傷まないよう、土壌が適度に湿った状態で行うこと。
- ④ 球根の植付け密度は、大輪・中輪は 3 株/m²、小輪は 5 株/m²とする。
- ⑤ 植付け後、畝表面にバーク堆肥でマルチングを施すこと(2cm 厚)。ただし、ダリアの株周辺 15cm 程度はマルチングせずに残すこと。

(3) 摘芯(ピンチ)

① 方針

- 1) 摘芯は 2 回行い、摘芯後数週間経過し脇芽が出揃った状態で、整枝すること(1 回目は各株に 4 本、2 回目は各株に 8 本の側枝を残す)。ただし、小輪のダリアは 2 回目摘芯後の整枝は行わないこと。
- 2) 脇芽を掻き取るときや、芽を摘み取るときには、手や指になるべくダリアの茎の汁がつかないように節のところで取ること。その際、はさみを介してのウイルス感染を避けるため、はさみの使用は避けるべきであるが、使用する場合には 1 株ごとにバーナーで焼き消毒すること。切り口が腐りにくいように、ピンチを行う際は晴天の日に行うこと。また、灌水についても同様の配慮をすること。

② 1 回目

- 1) 植付け時に行うこと。芽の出方によって方法は異なり、以下の方法で行うこと。
 - ・ 芽が 4 本以上ある場合は、良好な芽を 4 本残し、各新芽を下から 1~2 節残して手で摘むこと。
 - ・ 芽が 2~3 本の場合には、各新芽を 1~2 節残して新芽を手で摘むこと。
 - ・ 芽が 1 本しかない場合には、下から 3~4 節残して新芽を手で摘むこと。
- 2) 数週間後、脇芽が出揃った状態で各株に 4 本の脇芽を残すように整枝すること。

③ 2 回目

- 1) 7 月中旬~下旬(脇芽が 3~4 節伸長し、葉が 4 枚程度展開した頃)に、下から 1~2 節残し、脇芽の先を摘むこと。
- 2) 数週間後、新しく発生した脇芽が出揃った状態で、各側枝に 2 本(1 株あたり 8 本)の脇芽を残すよう整枝すること。ただし、小輪系のダリアは整枝を行わないこと。

(4) 摘蕾・脇芽かき(大輪および中輪系)

- ① 大輪および中輪系の品種は、それぞれの花が咲く空間を確保できるよう(花が重なり合って咲くことがないように)仕立てること。
- ② 大輪系で指定する品種は、9月～10月にかけて摘蕾・脇芽かきを行い、品種の特性に応じた花の大きさを鑑賞できるよう、1本の枝に1輪咲かせること。
- ③ 1番花の時点では、蕾の下3～4節の蕾と脇芽を手で摘み取ること。
- ④ 1番花終了後は、2番花を咲かせるようにする。2番花の時点では、蕾の下2節の蕾と脇芽を手で摘み取ること。

(5) 花がら取り

- ① 花期を終了した花は、随時花首から取り除くこと。
- ② 花卉が葉や株元に散った状態のまま放置すると、カビ等の病害の原因となるため、丁寧に取り除く。また、株元は常に清潔にしておくこと。

(6) 灌水

- ① ダリアは水不足では成長せず、逆に水のやり過ぎは根腐れを起こすため、成長に必要な適度な灌水を行うこと。
- ② 自動灌水装置による灌水と手まき灌水を組み合わせて行う(自動給水で灌水が不十分な箇所を手まき灌水上で補うこと。)。自動灌水に供する灌水チューブは使用開始前に受注者で設置することとし、業務完了時まで撤去・保管すること。なお、灌水チューブは支給する。
- ③ 灌水の注意点
 - ・灌水を行う時間帯は、植物が水分を必要とする朝に実施すること。ただし、葉が垂れ下がるほどの水切れを起こしている場合には速やかに注水すること。
- ④ 手まき灌水の注意点
 - ・水の勢いで花を傷めてしまう可能性があるため、花や蕾みのある状態では、株元へ静かに注水すること。
 - ・泥の中の雑菌による病気の発生を抑制するため、泥はねしないように水の勢いは抑えて灌水すること。
 - ・夏期、ホース内に残った温まった水を灌水に使用しないこと。
 - ・蓮口を使用すること。使用する蓮口は面積が広く、水の勢いが強くないものを選ぶ。なお、水量が調整できるタイプのもものは水の勢いが強いために使用しないこと。

(7) 除草・芝管理

- ① 除草(人力抜根等)を植付け後から、球根掘上げ後までに、計5回実施する。
- ② 畝周辺の芝地についても管理を行う。

- ③ 5回目の除草は、球根掘上げ後に行う。次の作付け作業が行えるよう、畝だけでなく、ダリア園全体を丁寧に除草すること。

(8) 追肥

- ① 固形肥料は、7月上旬と9月上旬の計2回、IB化成S1号(同等品以上)を施用する。施肥量は20g/株とする。肥料は株元から15cm程度離して施用し、9月施用時は土壌と軽く混和すること。
- ② 液体肥料は、8月中旬～10月上旬にかけて計7回、1株あたり3L(OKF-1同等品以上を1,000倍希釈)を葉の表面に施用する。ただし、時期については生育状況により変更してもよいこととする。

(9) 病虫害防除

① 方針

- 1) ダリアは病気や害虫に弱いため、巡回管理や作業等の際には病虫害の早期発見に努めること。なお、異常を発見した際には監督職員に報告すること。
- 2) 病虫害の発生は予期することが困難であるため、時期や散布する薬剤については監督職員と打合せの上決定すること。なお、薬剤(粒剤を除く)は支給する。

② 薬剤(粒剤、殺虫剤)の散布(計2回)

- 1) 1回目:植付け時、オンコル粒剤
- 2) 2回目:9月上旬、ダントツ粒剤
- 3) 施肥量:10g/株

③ 薬剤(液剤、殺菌剤・殺ダニ剤)の散布(計11回)

- 1) 6～7月:4回
- 2) 8～9月:4回
- 3) 10～11月:3回

④ 薬剤散布においては以下の点について注意すること。

- 1) 散布作業は、無風又は風が弱いときなどの周囲に影響が少ない天候の日とし、時間帯については、緊急時を除き駐車場の開放前及び閉鎖後に行うこと。また、作業者は薬剤を吸引することがないようにマスクや眼鏡を着用することとし、風向きにも注意すること。
- 2) 使用薬剤の選定にあたっては、薬剤耐性が生じるのを防ぐため、同じ薬剤(同じ系統の薬剤)を続けて使用せず、数種類の異なる系統でローテーションを組むこと。
- 3) 散布濃度についてはラベル等の注意事項を守るとともに、高温期に薬害の生じやすい薬剤があることに留意すること。
- 4) 葉の裏側を中心に、細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。
- 5) 作業に際して、散布範囲を明示するため、カラーコーンやトラロープ等を設置すると

ともに、近隣の家屋や住民、来園者、池等に飛散しないように最大限配慮すること。
また、石張り等の舗装材や水飲み等の構造物を汚さないように保護すること。

(10) 巡回管理

- ① 3日に1回程度ダリア園を巡回し、以下の必要な管理を行うこと(計60回程度)。
 - 1) 自動給水装置による灌水
 - 2) 下葉・枯葉取り
 - ・下葉及び枯葉は、茎の直近で降り取るか、切り取ること。
 - ・ウイルスの伝搬を防ぐために、なるべくはさみの使用を避ける。はさみを使用した場合には、株ごとにバーナーで焼くなどの消毒を行うこと。
 - 3) 品種別の生育調査(品種混入株、生育不良株、ウイルスの感染が疑われる株については、ラベルの取付けや処分を行うこと。)
- ② ダリアは病虫害や気候変化に弱い植物であるため、巡回管理によって変化の早期の発見及び対処に努めること。
- ③ 杉丸太杭やフラワーネット等について、劣化しているものは、監督職員と協議の上に随時更新するものとする。

(11) 支柱立て・フラワーネット張り

- ① 支柱立て及びフラワーネット張りは、花首が重いダリアを自重させ、鑑賞に堪える姿勢を維持するため行うものである。なお、園芸支柱及びフラワーネットは支給する。
 - 1) フラワーネット張り(7月)
 - ・フラワーネット(15cmメッシュ)を中大輪系品種では1段、小輪系品種では2段に設置し、フラワーネットにダリアを引っかけること。
 - 2) 支柱立て(7月～9月)
 - ・摘芯によって4本立てにした各枝に支柱を添えて、麻紐で誘引・結束する。麻紐を結びつける際には、支柱と茎が擦れてダリアが傷つかないように、八の字にかけて結束すること。
 - ・ダリアの生長と共に、支柱の設置・補強および誘引を適宜行うこと。

(12) 暑さ対策

- ① 寒冷紗
 - 1) フラワーネットより一回り大きくなるように畝の四隅に杭を設置し、寒冷紗を張り立てる。日差しの漏れ等の問題がなければ、フラワーネットの支柱を代用してもよい。
 - ・設置は7月上旬から9月中旬とする。
 - ・寒冷紗の高さは、夏期の作業のしやすさも考慮し、1.7mを目安に設置すること。
 - 2) 設置に用いる支柱および寒冷紗は支給する。

② 葉水

- ① 夏期には灌水の際に、葉を洗い流すように葉の裏表両方に葉水を行うこと。頻度については、気候等を考慮して決めること。

(13) 強風対策

- ① 台風等の強風が予測される場合には、ダリアの茎が折れる等の被害を防ぐために、畝全体を防風ネットで囲うこと。なお、設置時期については監督職員と協議すること。
- ② 設置に用いる単管支柱及び防風ネットは支給する。

(14) 開花株の植付け

- ① 馬見フラワーフェスタ(10月中旬開催予定)の開催直前に開花株(6号ポット苗)を植栽する。
 - 1) 花壇の地拵え(既存草花の撤去、施肥、耕耘)を行う(33 m²)。
 - 2) 施肥は、IB化成S1号(同等品以上)4kgを全面に施用し土壌混和すること。
 - 3) イベント開催直前の9月下旬に、開花株約100株(大輪及び中輪系を想定。委託料に含むものとする)を植付ける。
 - 4) 植付け後、支柱立て及び花がら取り等を行う。
 - 5) 花期終了後、球根を掘り上げ、十分に成長していない場合は処分する。

(15) 球根の掘上げおよび保存

- ① ダリアの花期終了後速やかに実施し、11月末日を目途に完了すること(1,300株)。
- ② 片付け時には、植物残渣やゴミなどを取り除き、自動灌水チューブや支柱等は公園内の指定する倉庫に収納し、当花壇を次の作付け作業が行える状態にすること。
- ③ 掘上げおよび保存作業は、球根(特にクラウン部分)を傷つけないよう行うこと。
 - 1) 掘上げ後、クラウン部の状態を確認し、接ぎ木ナイフ等で数株に分割する。
 - 2) 生育不良株やウイルスの感染が疑われる株は、適切に処分する。
 - 3) 保存は、籾殻等を入れたコンテナに品種毎に詰め、公園内の指定する倉庫に収納する。なお、コンテナは支給する。

(16) 補植

- ① 天候不順等によりイベント開催までに十分な生育が行えなかったり、台風等により被害を受けたりした場合には、監督職員と協議の上に適宜補植を行うものとする。

6. 打合せ協議

本業務にかかる打合せ協議は、業務着手時ならびに業務執行上必要な時期に必ず実施し、打合せ協議記録簿を受注者において必ず作成すること。

7. 業務報告書の提出

本業務における報告書の内容は次に示すものとし、契約期間内に提出すること。

各報告書の様式および報告項目等の詳細については監督職員と協議すること。

(1) 植物管理業務報告書 A4 版

① 日別植物管理業務報告書

日報(作業当日もしくは翌日午前 10 時までに、監督職員へ報告すること)

② 総括植物管理業務報告書

業務内容、業務実施状況写真、生育結果等をまとめたもの

8. 本業務の実施にあたっては「土木工事共通仕様書(案)[令和 8 年 4 月](以下「共通仕様書」という。)、土木工事施工管理基準及び規格値(案)[令和 8 年 4 月]、土木請負工事必携[令和 8 年 4 月](奈良県 県土マネジメント部)」によるものとする。

9. 剪定がらの処分

剪定・除草がら等(植物残渣)の処分については、可能な限りチップにするなど、細断した上で公園内の指定の場所に敷き均すこと。用いる機械の種類等については事前に監督職員と相談すること。公園内の処分場所においては、別紙「倉塚古墳南の植物残渣集積所の運用について」を遵守すること。

特に、集積所の入口付近には置かず、集積所の奥まで運搬することとし、何らかの理由で奥まで搬入できない場合は、一旦作業を中断し、監督職員の指示を仰ぐこと。また、作業開始前には、集積所の空き状況を確認してから、搬入作業を開始すること。

10. 安全管理

10-1. 作業にあたっては来園者に対する安全確保に十分注意すること。肩掛け式草刈り機を使用する場合は別紙「特記仕様書・安全管理について」を遵守すること。

10-2. 公園内を作業車両で通行する場合には、別紙「作業車両園内通行許可申請書」を提出した上で、「公園内通行許可証」を車両のフロントガラス等のわかりやすい場所に掲示すること。また、来園者がいない場合であっても徐行(時速 10km 以下)とし、来園者とのすれ違いは最徐行もしくは停止すること。特に、クラクションを鳴らすことを含め、来園者に恐怖心を起こさせないように十分注意すること。

なお、作業車両の公園内への乗り入れは極力少ない台数とすること。

10-3. 来園者に対応する場合は、丁寧な言葉遣い・態度で接するよう心掛け、万一、来園者とトラブルが発生した場合には、速やかに監督職員まで連絡すること。

11. 現場技術員の通知

本業務には、建設コンサルタント等に委託した現場技術員を配置する。

受注者は、①契約金額の変更を伴う事項、②工事関係事故、③地元からの苦情や要望が発生した際は、現場技術員だけでなく監督職員の同席を求めた上で、遅滞なく報告しなければならない。

12. 受注者等相互協力

植栽管理業務など同時期に作業を行う各受注者や管理員と連絡・調整を密に行い、相互に協力するとともに、工程や来園者対応などについて協力体制を確立すること。

13. 各種調査への協力

各種調査に協力すること。

14. 標示板の設置

受注者は、道路工事でない場合においても土木請負工事必携〔平成31年4月〕「11.道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じ、県民にわかりやすい標示板を設置するものとする。

標示板に記載する工事種別及び工事内容は別紙「標示板の参考様式」のとおりとする。

15. 下請人の県内建設業の優先選定

受注者は下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するように努めるものとする。

16. 環境対策

工事箇所における騒音規制や振動規制に関する法律、条例及び規制等に則り適切に作業を行うこと。

(低騒音型の使用)

- ① 本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の(新基準'97 ラベル)が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、(旧基準'89 ラベル)の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準'97 ラベルに貼替えを行うこと。

(建設機械への不正軽油の使用禁止)

1. 受注者は、地方税法を遵守し、不正な軽油を燃料としている工事車両を使用しないものとする。
2. 受注者は、現場で県が行う使用燃料の抜き取り調査等に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。

17. 諸法令の遵守

受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。

受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。

なお、道路法第 47 条第 1 項に該当する車輛を通行させる際には事前に道路管理者の許可を得ていることを確認しなければならない。

18. 過積載の防止

受注者は、本委託を実施するにあたり、過積載等の防止のため、共通仕様書記載事項及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のある事業者がダンプトラック等の過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講じること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たって、下請業者及び骨材業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」(昭和 42 年 8 月 2 日法律第 131 号)の目的にかんがみ、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進すること。
- (7) 車両重量 8 t 以上または最大積載量 5 t 以上のダンプトラック等 (以下「大型ダンプ

トラック」という。)を使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、請負者は適正に点検整備された「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準に定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を有する車両の使用を徹底すること。

- (8) 受注者は、大型ダンプトラックに備え付けの自動車検査証及び自重計技術基準適合証の有効期限を確認し、その複写を整理保管し、監督職員からの請求があった場合には、直ちに提示すること。
- (9) (1)～(8)について、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
- (10) 土砂等の運搬計画、積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者の職氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓蒙活動、その他過積載の防止対策に関する事項について施工計画書に記載すること。

19. 工事関係書類の事前協議

受注者は、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を工事関係書類一覧表により発注者と協議を行うこと。

なお、工事関係書類一覧表は技術管理課HPからダウンロードできる。

20. 主任技術者の資格

主任技術者は、1級若しくは2級造園施工管理技士の資格を有する者、又は造園技術者として造園工事に10年以上従事した経験のある者とする。

21. その他

- (1) 本業務は他の工事・業務等との同時作業となるため、十分調整を行いながら実施に当たること。
- (2) 公園内作業であるため、安全管理及び騒音対策について十分注意を払うこと。
- (3) 作業員の休憩時に喫煙する場合は、公園内の喫煙所を使用すること。
- (4) 監督職員に協力を求められた場合には、公園のイベント実施において協力すること。
- (5) 令和8年度のイベント開催は下記を予定しており、イベント期間中は、来園者の安全を確保できないと判断されるため、原則として作業できないこととする。
 - ① あきいろマルシェ in 馬見フラワーフェスタ (10月中旬)
 - ② きらめきマルシェ in 馬見クリスマス (12月下旬)
- (6) 園内に存在する橋梁については、歩行者が通行することを想定した構造となっており、車両の重量に耐える構造となっていないため、原則として、工事用車両は園内橋梁を通行してはならない。施工計画に工事用車両の種別、通行経路、園路・橋梁の保護、養生計画を記載し、事前に監督職員の承認を得るものとする。

22. 疑義の処置

仕様書に明記されていない事項については、監督職員と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

以上

1. 公園内を作業車両で通行する場合には、別紙「作業車両園内通行許可申請書」を提出したうえで、注意事項を遵守すること

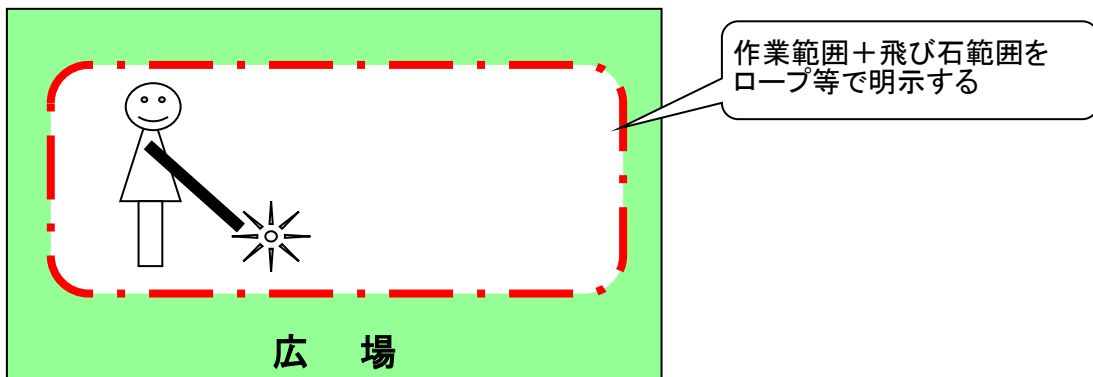
- 公園内は来園者がいなくても徐行（時速10km以下）し、来園者とすれ違う場合は、最徐行もしくは一旦停止すること
- クラクションを鳴らすことを含め、恐怖心を起こさせないこと。進路を変える場合は、方向指示器を確実に作動させること

2. 肩掛け式草刈り機を使用する場合は下記を遵守すること

- 来園者が不用意に作業場所に近づかないよう、トラロープ等で作業範囲を明示し、注意喚起をすること
- 来園者が近づくとなど、安全管理に支障が生じた場合には、ただちに作業を中止し、安全を確保したうえで作業を再開すること

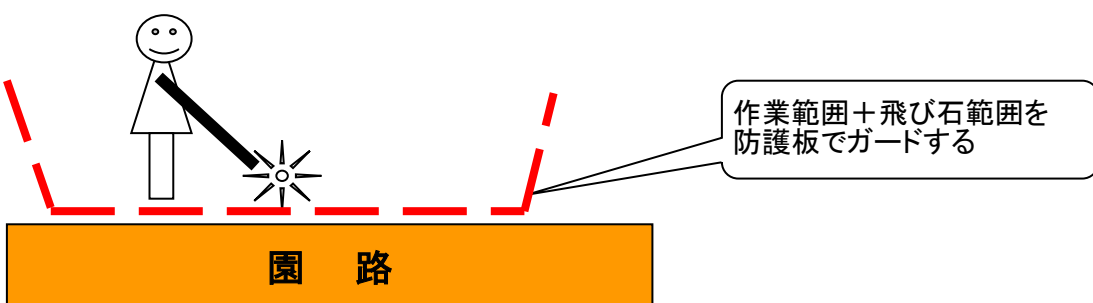
《広場作業》

- ① 作業範囲及び飛び石範囲をトラロープ等で囲うこと
 - ② バリケード等に「草刈り作業中」の注意看板を設置すること
- ※来園者にはイヤフォンを使用していたり、耳の不自由な方がいることに留意すること



《園路沿い作業》

- ① 園路沿いの作業時には、飛び石による事故を防ぐため防護板でガードすること
- ② バリケード等に「草刈り作業中」の注意看板を設置すること
- ③ 迂回路がある場合は誘導看板を設置すること（むやみに通行止めにししないこと）

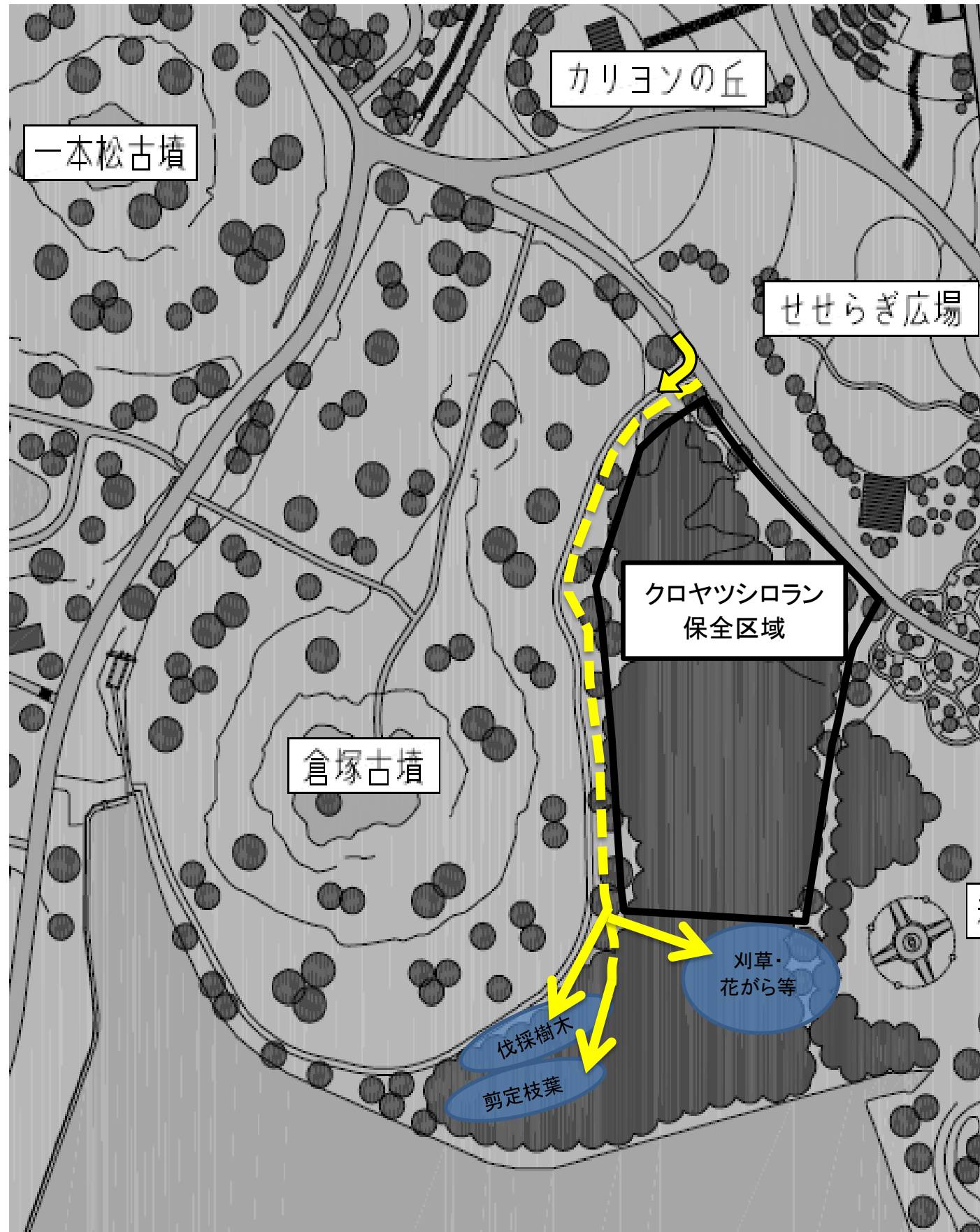


草刈り作業中

ご迷惑をおかけします

倉塚古墳南の植物残渣集積所の運用について

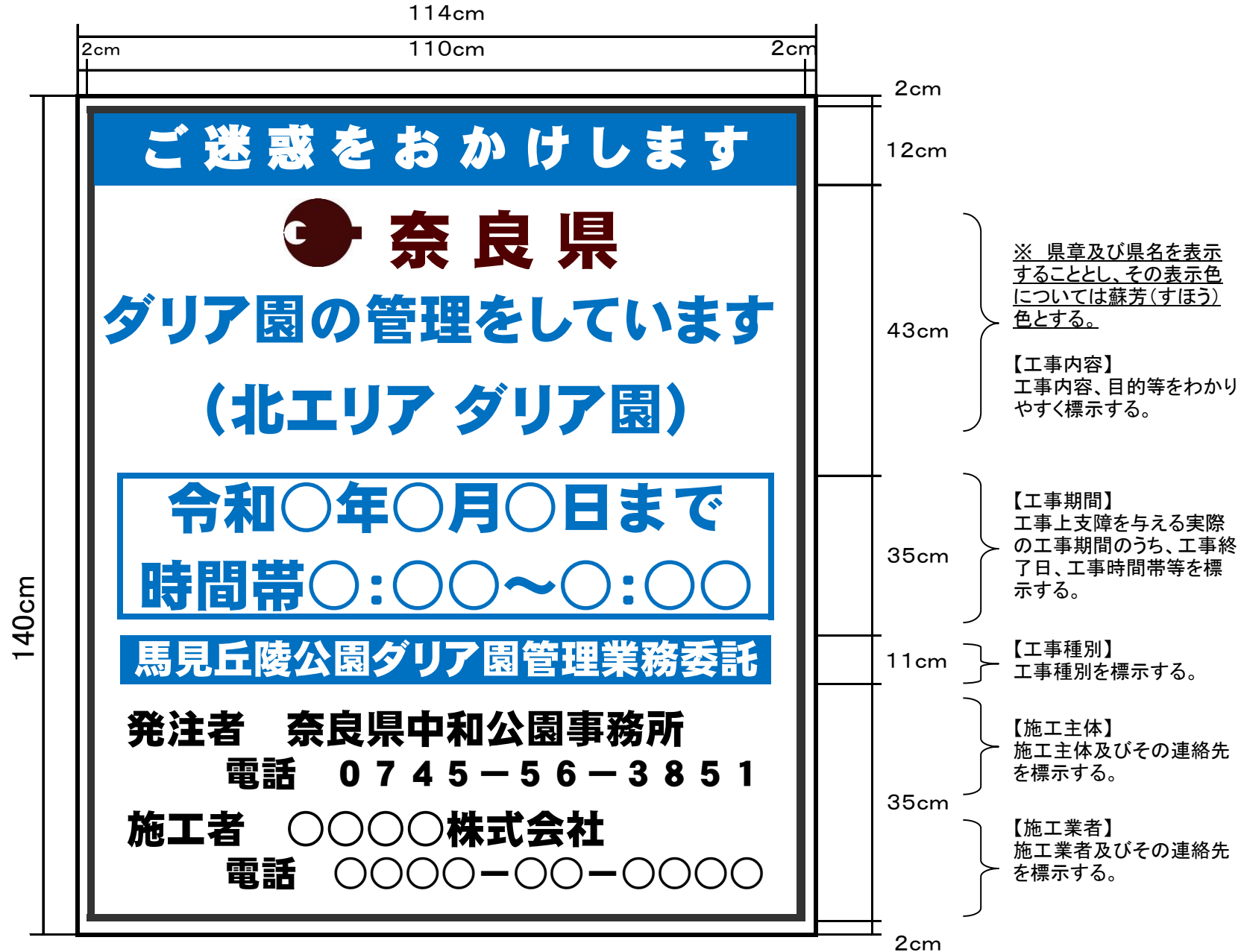
別紙



1. 刈草や剪定枝等の植物残渣は、入口付近には置かず、集積所の奥まで運搬すること。また、何らかの理由で奥まで搬入できない場合は、一旦作業を中断し、監督職員の指示を仰ぐこと。
2. 搬入にあたり、剪定枝等のチップ化を指定しているものはチップ化すること。

標示板の参考様式

様式1



※ 今回の改正で追加した箇所を下線で示す。

作業車両園内通行許可申請書

令和 年 月 日

奈良県中和公園事務所長 様

申請者 会社名 _____
代表者 _____ 印
住 所 _____
連絡先 _____
緊急連絡先 _____

下記の注意事項を厳守したうえで、以下のとおり申請します。

記

園内通行目的	
工 期	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
工事場所 (エリア・箇所名)	
主な作業内容	
作 業 時 間	: ~ :
使用する車種 (普通車、軽自動車等)	車両ナンバー (奈良〇〇〇 あ〇〇〇〇)

通行許可車両証貸出

枚数	管理No	貸出日	貸出 確認者	返却日	返却 確認者
枚	No.	/		/	

注意事項

- 作業中は、来園者の安全に特段の注意・配慮をすること (看板、バリケード、誘導員の配置等)
- 来園者がいなくても徐行 (時速10km以下) し、すれ違う場合は最徐行もしくは一旦停止すること
- クラクションを鳴らすことを含め、来園者に恐怖心を起こさせないこと
進路を変える場合は、方向指示器を確実に作動させること
- 作業車両の見やすい場所に、交付する「公園内通行許可証」を掲示すること
- その他の許可条件

--

別紙

業務名 令和8年度 馬見丘陵公園ダリア園管理業務委託(馬見丘陵公園にぎわいマネジメント事業)
実施場所 北葛城郡広陵町大野(県営馬見丘陵公園ダリア園)

